

令和7年度 京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金 認定募集要項

京丹後市では、人口減少克服・地方創生の取組みとして、大学等を卒業後に就業する方で、本市に定住し、在学中に借り入れた奨学金の返還を行う方で、次の要件を満たす方の奨学金返還支援をし、もって若者のふるさと回帰を促進するため、令和7年度の認定対象者を次のとおり募集します。

1 認定対象者

次の各号の要件に該当する者を募集対象とします。

- (1) 大学等^(※注1)を卒業し、正規雇用の労働契約に基づき就業している者（国家公務員又は地方公務員^(※注2)として就業している場合を除く。）、継続した労働契約の締結を前提として期間の定めのある労働契約に基づき就業し、1週間の所定労働時間が20時間以上である者又は独立して自ら事業を営む者（事業を開始している場合に限る。）

※本市から通勤している場合は可

- (2) 認定後の届出をする前までに定住を開始し、引き続き10年以上定住する意思を有する者
- (3) 認定申請する年度の4月1日において、満30歳に満たない者
※認定申請時点における年齢要件です。
- (4) 大学等の在学期間に奨学金を借り受け、卒業後に奨学金の返還をしている者（予定を含む。）
- (5) 市税（延滞金及び督促手数料を含む。）を滞納していない者
- (6) 京丹後市暴力団排除条例（平成24年京丹後市条例第39号）第2条第4号に規定する暴力団員等及び暴力団員と密接な関係を有しない者

※注1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校（第4学年又は第5学年に限る。）及び同法第124条に規定する専修学校（専門課程又は一般課程に限る。）をいう。

※注2 本事業は総務省の「奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱」を準拠しています。そのため、この制度による公務員とは特別職を含み、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の適用を受け任用されている職種（例、都道府県及び市町の会計年度任用職員など）を含みます。詳しくは担当へご照会ください。

2 支援対象となる奨学金

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金及びそれに係る利子
- (3) 京丹後市奨学金条例（平成16年京丹後市条例第110号）に基づき、京丹後市が貸与する奨学金
- (4) 国又は地方公共団体奨学金
- (5) 大学等独自の奨学金
- (6) その他市長が認める奨学金

3 認定募集期間

令和7年8月1日（金）から令和8年2月6日（金）午後5時まで

4 支援の内容

対象経費	補助金の交付を申請する年度(以下「申請年度」という。)の前年度の10月1日から起算した1年間(以下「算定期間」という。)における各月の奨学金の返還金相当額(3万円を限度とする。)の合計額とする。 なお、交付基準日において定住又は就業期間が1年に満たない場合は、定住又は就業した日の翌月分の奨学金返還金相当分から対象経費とする。
対象外経費	繰上返還（全額繰上、一部繰上及び返還額の増額等を含む）、滞納繰越による奨学金返還額
補助金額	1月当たり3万円を限度とする。ただし、算定期間において奨学金の返還に係る他の補助金等を受けている場合にあつては、補助金の額から当該他の補助金等の合計額を控除するものとする。（当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額） また、正規の修業年限を超えた期間に借り受けた奨学金があるときは、その返還金額を正規の修業年限に対して借り受けた奨学金の額とそれ以外の奨学金の額により按分するものとする。
補助期間	補助金の交付の申請を初めてする年度の前年度の10月1日から起算して10年間を上限とする。
補助金の交付	認定条件を確認後、実績に応じて交付

5 認定申請

次の書類を添えて、募集期間内に持参又は郵送（当日消印有効）で提出してください。提出された書類等の内容を審査の上、その結果を文書にて通知します。

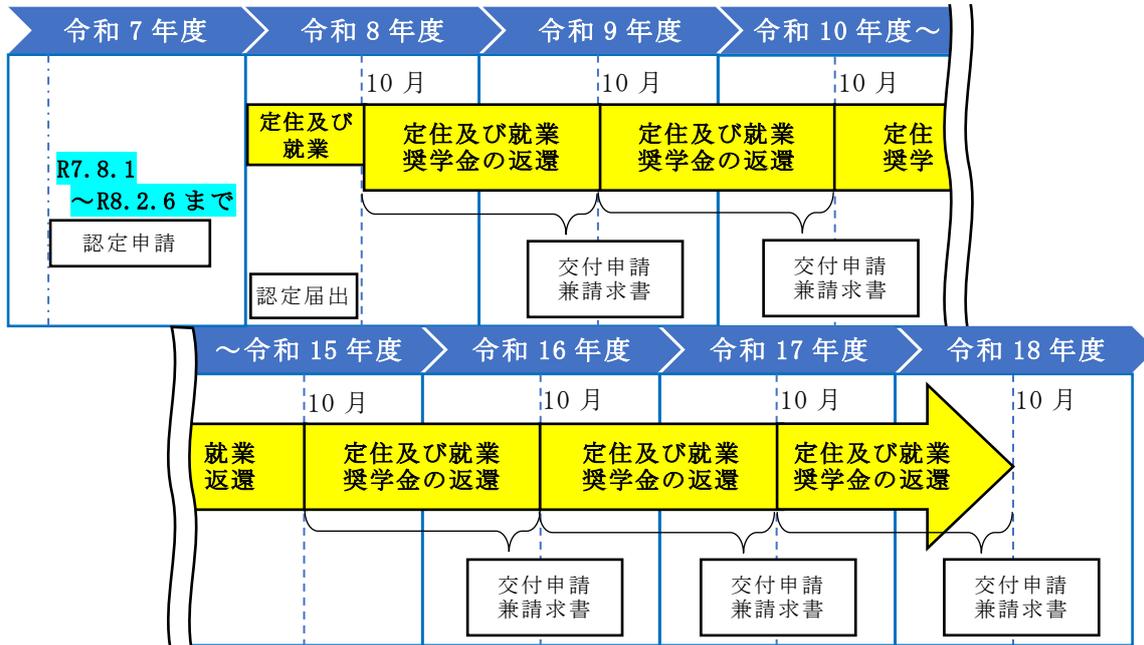
- (1) 京丹後市定住促進奨学金返還支援認定申請書（様式第1号）
- (2) 奨学金を借り受けていることを証明する書類
- (3) 大学等の卒業見込証明書又は卒業証明書
- (4) 誓約書（様式第2号）

ご注意ください！！

上記申請書類の(2) 奨学金を借り受けていることを証明する書類について、日本学生支援機構の奨学金分は同機構による情報提供システム（スカラネット・パーソナル）にて「奨学金貸与証明書」の発行申請が必要です。手元に届くまで数日～数週間を要しますので、お早めにご準備をお願いします。

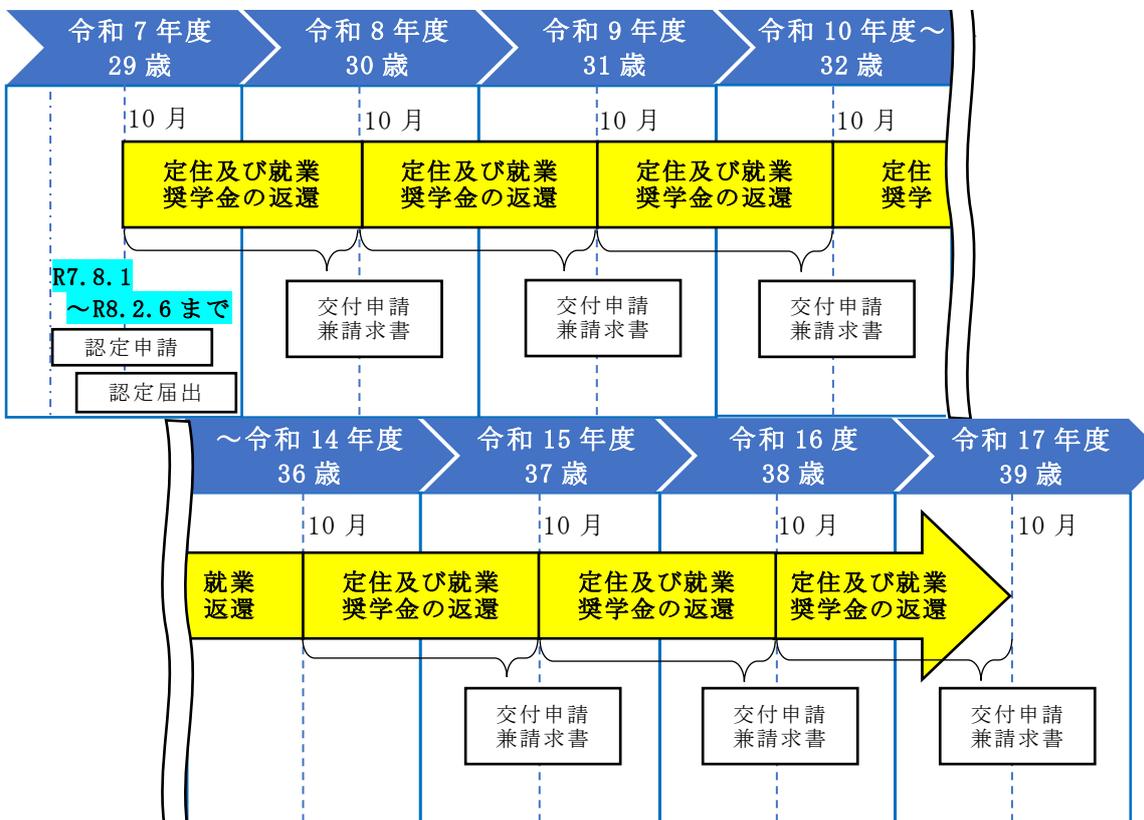
6 補助金交付までのスケジュール

・令和8年3月に卒業される方（奨学金の返還が始まっていない方）



・既に定住、就業されている方（奨学金の返還をしている方）

（例：令和7年4月1日時点で29歳の場合）



(1) 認定届出について

認定通知書を受けた者は、市内に定住し、かつ就業等（1週間の所定労働時間が20時間以上であること又は独立して自ら事業を営むことを意味する）を開始したときは、その要件を全て満たした日から起算して30日以内に、次の書類を添えて認定届出を提出してください。ただし、認定申請時に提出した書類によって確認することができる場合は、省略することができます。

- ① 京丹後市定住促進奨学金返還支援認定届出書（様式第4号）
- ② 大学等を卒業したことを証明する書類
- ③ 在職証明書（様式第5号）又は自営業等従事申立書（様式第6号）
- ④ 住民票の写し又は転居した事実がわかる書類

※注3 この届出をしないときは、認定を取消します。

※注4 既卒者で令和7年4月以前から定住し、条件を満たしている場合も「認定届出」の提出が必要です。この場合、認定通知を受理してから30日以内に提出してください。

(2) 補助金交付申請兼請求書について

令和7年度に認定届出された場合の交付申請可能開始時期は、令和8年10月です（認定届出の翌年度）。次の書類を添えて、1年間（全ての要件を満たした期間が1年に満たない場合は、定住・就労した日の翌月分から）に返還した奨学金に係る補助金の交付申請兼請求を提出してください。ただし、申請時に奨学金及び市税に滞納がある場合は、交付対象外となります。

- ① 京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付申請書兼請求書（様式第10号）
- ② 在職証明書又は自営業等従事申立書及び確定申告書の写し
- ③ 奨学金の返還を初めて開始した際の奨学金の返還期間及び割賦の額がわかる書類

※日本学生支援機構の場合、電話連絡にて「入金一覧表」の発行申請が必要です。手元に届くまで数日要しますのでお早めにご準備をお願いします。

- ④ 申請年度の前年度の10月1日から起算して1年間において返還した奨学金の額がわかる書類並びに返還するべき奨学金の残額及び返還に係る残りの期間がわかる書類

※日本学生支援機構の場合、同機構による情報提供システム（スカラネット・パーソナル）にて「奨学金返還証明書及び返還額証明書」の発行申請が必要です。手元に届くまで数日要しますのでお早めにご準備をお願いします。

※今年度から滞納状況は教育総務課から税務課に照会をかけるため、個人での滞納に関する証明書の提出は不要です。

7 その他

- (1) 認定内容等に変更があったときは、届出（様式第7号）が必要です。速やかにお知らせください。
- (2) 京丹後市定住促進奨学金返還支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定又は交付の決定に付した条件に違反したとき及び虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたときは、認定を取消すとともに、すでに交付した補助金について全部又は一部を返還していただきます。
- (3) 次の事由に該当した場合は、認定を取り消します。
 - ① 離職若しくは事業等を休業したとき期間が1年を超えたとき
 - ② 京丹後市に定住しなくなったとき
 - ③ 認定後の届出をしないとき（P4. 「(1) 認定届出について」参照）
 - ④ 補助金の交付を辞退しようとする申出があったとき
 - ⑤ 奨学金の借受が取り消されたとき（認定者の責めに帰さない場合を除く。）
 - ⑥ 奨学金の返還が免除されたとき
- (4) 認定を取り消された者が再び認定者となった場合の補助対象期間は、認定を取り消される前に交付を受けた補助金に係る全ての算定期間及び認定を取り消された日から再び認定の決定を受けた日までの期間を含み10年となります。
- (5) 認定を取り消された者が再び認定申請を行う場合、認定申請の時期によって補助金額が変わる可能性がありますので、事前にご相談ください。
- (6) この補助金は要綱を準拠します。
- (7) 要綱及び様式については、市のホームページ（<https://www.city.kyotango.lg.jp/top/soshiki/kyoikuiinkai/kyoikusomu/5/teijyushienshyougakukin/index.html>）からダウンロードができます。

8 提出・問合せ先

〒629-2501

京都府京丹後市大宮町口大野226番地

京丹後市教育委員会事務局 教育総務課

電話 0772-69-0610（平日8時30分から17時15分まで）

FAX 0772-68-9061

Mail kyoikusomu@city.kyotango.lg.jp